

第2回松浦川流域ネットワーク

3. 開催にあたって



平成23年4月20日18時30分～
唐津市 北波多公民館

松浦川流域ネットワークとは？

「松浦川流域ネットワーク」とは、松浦川水系河川整備計画に基づき、「松浦川の川づくりを進めていく」ために、松浦川を流域一体として捉えた中での**意見交換や情報が共有できる場**です。



「松浦川流域ネットワーク」取り組みイメージ

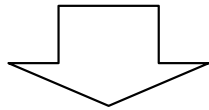
第1回 松浦川流域懇談会（仮称） 議事要旨

- ・ 名称・開催方式を含め、もう少し楽な方式が良い
- ・ 河川利用者や住民視点からみた危険箇所などの情報共有も重要
- ・ 水質情報をもっと紹介してほしい
- ・ 川づくりは、人づくり、まちづくりにつながる
- ・ ゴミ問題は、流域上下流が一体となって取り組むべき
- ・ 地元としては一番に治水。出来るだけ早く用地買収、河川改修をして欲しい
- ・ 松浦川を取り巻く環境の変化（カワウ・ウミウ、外来魚など）に懸念
- ・ 水系の歴史的構造物などは地域の皆さんと守っていくべき

主な変更点

1. 名称の変更

松浦川流域懇談会



松浦川流域ネットワーク

2. 運営方法について

- ・松浦川流域ネットワークの運営は、関係する市民団体が主体的に行う。
- ・新たに議長を設け、松浦川流域ネットワークを総括する。
- ・議長は、市民団体より選出する。
- ・委員長は廃止し、新たにアドバイザーを設け、松浦川流域ネットワークの運営や議事に対して、適切な助言を行う。アドバイザーは三浦委員を選任。

松浦川流域懇談会 規約

(趣旨)

第1条 この規約は、「松浦川流域懇談会」（以下「懇談会」という。）について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 松浦川水系河川整備計画に基づき、松浦川の川づくりを進めていくためには、より一層、地域住民、市民団体、学識経験者、関係機関等との連携が重要である。
また、整備計画の内容についても自然的・社会的状況の変化や事業の進捗等に伴い見直し等が必要な場合もあるため、松浦川の川づくりにこれまで携わって頂いた方々と継続的に連携・協働することが重要である。
このことから、松浦川を流域一体として捉えた中での意見交換や情報が共有できる場として「松浦川流域懇談会」を設置するものである。

(組織等)

第3条 懇談会の委員は、地域住民、市民団体、学識経験者、関係機関等で構成する。

(委員長)

第4条 1) 懇談会には、委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
2) 委員長は懇談会を招集する。
3) 委員長は、懇談会の円滑な運営と進行を総括し、懇談会を代表する。
4) 委員長が事故等の理由により出席できない場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(事務局)

第5条 懇談会の事務局は、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所調査課に置く。

(規約の改正)

第6条 本規約の改正は、委員総数の過半数の同意を得てこれを行うものとする。

(情報公開)

第7条 懇談会および資料等は公開するものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、懇談会において定める。

(附則)

この規約は、平成22年4月20日から施行する。

松浦川流域ネットワーク 規約

(趣旨)

第1条 この規約は、「松浦川流域ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 松浦川水系河川整備計画に基づき、松浦川の川づくりを進めていくためには、より一層、地域住民、市民団体、学識経験者、関係機関等との連携が重要である。
また、整備計画の内容についても自然的・社会的状況の変化や事業の進捗等に伴い見直し等が必要な場合もあるため、松浦川の川づくりにこれまで携わって頂いた方々と継続的に連携・協働することが重要である。
このことから、松浦川を流域一体として捉えた中での意見交換や情報が共有できる場として「松浦川流域ネットワーク」を設置するものである。

(組織等)

第3条 ネットワークの委員は、地域住民、市民団体、学識経験者、関係機関等で構成する。

(議長)

第4条 1) ネットワークには、議長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
2) 議長はネットワークを招集する。
3) 議長は、ネットワークの円滑な運営と進行を総括し、ネットワークを代表する。
4) 議長が事故等の理由により出席できない場合は、議長があらかじめ指名する者により職務を代行する。

(アドバイザー)

第5条 1) ネットワークには、アドバイザーを置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
2) アドバイザーは、ネットワークの運営や議事に対して、適切な助言を行うこととする。

(事務局)

第6条 ネットワークの事務局は、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所調査課に置く。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員総数の過半数の同意を得てこれを行うものとする。

(情報公開)

第8条 ネットワークおよび資料等は公開するものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関して必要な事項は、ネットワークにおいて定める。

(附則)

この規約は、平成22年4月20日から施行する。
この規約の一部改訂は、平成23年4月20日から施行する。

松浦川流域ネットワーク 委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏 名	所 属 等
碓 いかり 宏八郎 こうはちろう	元唐津市教育委員会
① 石盛 いしもり 信行 のぶゆき	自然と暮らしを考える研究会
内川 うちかわ 和美 かずみ	県内水面漁場管理委員会
② 久我 くが 安隆 やすたか	NP0法人アザメの会
③ 阪本 さかもと 登 のぼる	環境サポーター
高瀬 たかせ 哲郎 てつろう	元佐賀県立名護屋城博物館
④ 原田 はらだ 清人 きよと	かっぱ連邦笑和国
③ 藤田 ふじた 和歌子 わかこ	KANNE かんね (特定非営利活動法人 唐津環境防災推進機構)
三浦 みうら 哲彦 のりひこ	NP0法人技術交流フォーラム
森 もり 猛美 たけみ	元佐賀新世紀“夢”会議
吉田 よしだ 喜美明 きみあき	佐賀トンボ研究会
黒川 くろかわ 義昭 よしあき	伊万里市 建設部長
竹内 たけうち 克志 かつし	唐津市 建設部長
石橋 いしばし 幸治 こうじ	武雄市 まちづくり部長

計 14 名

※委員名の左の数値は、市民団体を4グループに分けたもの。